

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会  
宮城県自動車小売業最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

開 催 日 時	令和3年10月6日（水） 午後2時00分 ～ 午後4時20分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席2名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
主 要 議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）部会長及び部会長代理の選出について</li> <li>（2）宮城県自動車小売業最低賃金専門部会運営規程について</li> <li>（3）宮城県自動車小売業最低賃金専門部会の公開について</li> <li>（4）最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて</li> <li>（5）関係資料の説明について</li> <li>（6）金額審議に当たっての労使の基本的な主張について</li> <li>（7）金額審議について</li> <li>（8）その他</li> </ul>		
議 事 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）部会長及び部会長代理の選出について 部会長に内藤委員、部会長代理に工藤委員が選出された。</li> <li>（2）宮城県自動車小売業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年10月6日とすることで、了承を得た。</li> <li>（3）宮城県自動車小売業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することとした。審議資料は、原則公開とした。</li> <li>（4）最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出は、なかった旨報告された。また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認められた場合は、その時判断することとされた。</li> <li>（5）関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。</li> <li>（6）金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員より、 新型コロナウイルス感染による世界的な減産、半導体不足により新車の供給が追い付いていない一方で、新車・中古車とも需要は好調となっている。昨今自動車の整備士不足が顕著となっており様々な弊害が出ている、不足の理由は業務内容に対し賃金が見合っていないこと。産業・企業としての魅力を高め、業界としての発展・維持のため、最低賃金の上積みが必要である旨の主張があった。 使用者代表委員より、 販売台数が年々減少し、昨年はピーク時の5割に留まった。さらにコロナ禍の影響の中、半導体不足が追い打ちをかけ、製造ラインが停止し、納車に半年待ちの状況が続いており、史上初めての厳しい状況下に置かれている。将来的な中古車のタマ不足、整備工場の車検件数の減少なども懸念されクルマ業界全体の危機である。企業の事業継続と雇用の維持・確保が最優先であり、最低賃金の引上げを優先できる環境にはない旨の主張があった。</li> </ul>		

( 7 ) 金額審議について

○労働者側より引上げ額 39 円を提示。

根拠は、地域最賃の全国加重平均 930 円、そこに行くための引上げ額。

○使用者側より引上げ額 0 円を提示。

根拠は、基本的主張で述べたとおり。また、県の最低賃金額に近づく形にしていくという考えもある。

○合意に至らず。

( 8 ) その他

事務局より、第 2 回目以降の審議日程について説明があった。